

青教ス第561号
令和3年8月5日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

夏季休業中及び夏季休業後における感染拡大防止対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る現在の感染状況としては、全国的な感染拡大に伴い、緊急事態宣言等対象区域の拡大、8月31日までの期間延長等の措置が講じられました。

また、県内においても、感染経路不明の事案や県外から来た人との接触による感染が増加しているほか、感染力の強い変異株も確認されております。この中で、児童生徒の感染も増加しており、7月の感染者数に占める「10歳未満・10代」の割合は約30%となっております。

このため、令和3年8月2日に開催された新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議において、知事から県民に対して、最近の感染状況等を踏まえ、別添資料のとおり感染拡大防止への協力を要請したところです。

夏季休業中においては、お盆等の諸行事もあり、遠方の親戚や友人等と会う機会も増えるものと思われませんが、夏季休業後に学校内で感染が拡大することを防止するため、各学校におかれては、児童生徒、保護者及び教職員に対して、別添資料（新型コロナウイルス感染症に係る対応について）の内容を周知するとともに、下記に掲げる感染防止対策の適切な実施について指導等を行うようお願いします。

記

1 「普段一緒にいない人」との飲食は控えること

お盆やお墓参り等、家族や親戚などであっても「普段一緒にいない人」と接する場合は、次のことに留意すること。

- ▶ 会話等の際には適切な感染防止対策を行う
- ▶ 飲食が伴う場合は感染リスクがより高まるので、できるだけ控える

※「普段一緒にいない人」とは、毎日のように生活や仕事など行動を一緒にしている人（同居している家族、毎日活動を一緒にしている部員、クラスメイト等）以外の人です。

2 都道府県をまたぐ移動は慎重に検討すること

感染症患者が多数発生している県外地域との往来については、延期等を含め慎重な判断をし、特に、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域との不要不

急の往来を控えること。

また、どうしても移動する必要がある場合は、宿泊先は個室にする、飲食は部屋で行うなど感染リスクが高い飲食の場面は特に注意し、感染症対策を徹底するとともに、移動後2週間程度、健康観察を行い、不要な外出は控え、人との接触を最小限にとどめること。

3 夏季休業後の健康観察を徹底すること

10歳未満・10代の場合、無症状または軽症の場合が多く、特に、感染力が強いといわれている「L452R変異株」は、頭痛や鼻水といった軽微なかぜ症状のみの場合もあるため、本人が気づかないうちに感染が拡大することもあり、特に注意が必要です。

学校内での感染拡大防止のため、家庭との連携の下、軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、登校しないこととし、家庭での健康観察を徹底すること。

【担当】	スポーツ健康課 体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275